

当院が提供するサービス利用料金

【医療保険】

(1) 訪問看護料

| | 1日につき週3日まで | 1日につき週4日以降 |
|---------|------------|------------|
| 保健師・看護師 | 5,800円 | 6,800円 |
| 准看護師 | 5,300円 | 6,300円 |

- ・週3日を限度となりますが、厚生労働大臣が定める疾病の場合については、週4日以降の訪問が可能となります。また、患者様の急性増悪等により一時的な頻回の訪問も1月1回に限り14日を限度として可能となります。また、患者様の診療を担う医師が必要と認めて1日に2回又は3回以上訪問看護指導を実施した場合は4,500円又は8,000円を加算します。
- ・疾患により90分以上訪問看護・指導を実施した場合には5,200円を上記に加算されます。
- ・訪問看護指示料3,000円は毎月発行されますので患者様の負担となります。
- ・基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は2,100円増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は4,200円増しになります。
- ・加入している保険の種類によって上記の料金に、個人負担割合を乗ずる金額が患者様の負担となります。

(2) その他加算

| 在宅移行管理加算 | (重症度の高いもの) | ターミナル加算 |
|----------|------------|---------|
| 2,500円 | 5,000円 | 25,000円 |

- ・上記の料金に、個人負担割合を乗ずる金額が患者様の負担となります。
- ・加入している保険の種類によって上記の料金に、個人負担割合を乗ずる金額が患者様の負担となります。

【介護保険】

(1) 居宅療養管理指導サービス

| 職種 | 料 金 | | 回 数 等 の 制 限 |
|-------|--------------------------|------|--------------------------|
| 医師 | 単一建物居住者が1人 | 515円 | 月2回を限度 |
| | 単一建物居住者が2～9人 (同月の訪問) | 487円 | |
| | 単一建物居住者が10人以上 (同月の訪問) | 446円 | |
| 薬剤師 | 単一建物居住者が1人 | 566円 | 月2回を限度 特別な薬剤に対しては加算あり |
| | 単一建物居住者が2～9人 (同月の訪問) | 417円 | |
| | 単一建物居住者が10人以上 (同月の訪問) | 380円 | |
| 管理栄養士 | 単一建物居住者が1人 | 545円 | 月2回を限度 |
| | 単一建物居住者が2～9人 (同月の訪問) | 487円 | |
| | 単一建物居住者が10人以上 (同月の訪問) | 444円 | |

- ・基本料金に対して15%の加算がつきます。

(2) 訪問看護サービス

1回当たり自己負担額1割(ただし自己負担の請求は1カ月毎の計算ですので下記の表とは端数が異なる場合があります。)

| 所要時間 | 訪問看護 | 介護予防訪問看護 |
|---------------|------|----------|
| 20分未満 | 266円 | 256円 |
| 30分未満 | 399円 | 382円 |
| 30分以上1時間未満 | 574円 | 553円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 844円 | 814円 |

- ・基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しになります。
- ・基本料金に対して15%の加算(特別地域加算)がつきます。
- ・准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

(3) その他加算

* 1カ月に1度加算

| 緊急時加算 | 特別管理加算（Ⅰ） | 特別管理加算（Ⅱ） |
|-------|-----------|-----------|
| 325円 | 500円 | 250円 |

- ・特別管理加算（Ⅰ）とは、在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合に加算されます。
- ・特別管理加算（Ⅱ）とは、在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥創の状態等である場合に加算されます。

* 実施状況に基づく加算

| 長時間訪問看護加算 | 複数名訪問 | 複数名訪問 |
|-----------|-------------|-------------|
| 300円 | 254円（30分未満） | 402円（30分以上） |

- ・特別管理加算対象者に対して、長時間（1時間30分超）の訪問看護を行った場合に長期間訪問看護加算が加算されます。
- ・同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合複数名訪問が加算されます。

* 1度のみの加算

| 退院時共同指導加算 | 初回加算 | ターミナルケア |
|-----------|----------------------|---------|
| 600円 | 退院日 350円 その他 300円 | 2,500円 |

- ・退院時共同指導加算とは、医療機関からの退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護師が医療機関と連携して、在宅での療養上の相談や指導を行った時に加算されます。
- ・初期加算とは、初回の訪問看護を行った月のみ加算されます。「退院時共同指導加算」を算定した場合は加算されません。

【共通】

(1) 交通費 通常地域以外

- ・病院から往復10km未満 200円
- ・病院から往復20km未満 400円
- ・病院から往復20km以上 600円

(2) その他利用料

- ・病院規定に準ずる処置料2,100円
- ・病院規定による日常生活に必要となる費用